

装管原第153号
27.10.1
一部改正 装管原第5876号
28.4.1
一部改正 装管原第3973号
29.3.27
一部改正 装管原第4122号
令和2年3月19日
一部改正 装管原第17754号
令和2年12月24日
一部改正 装管原第8703号
令和4年5月31日
一部改正 装管原第5764号
令和6年3月29日

装 備 政 策 部 長
プロジェクト管理部長
技 術 戦 略 部 長 殿
調 達 事 業 部 長
各 地 方 防 衛 局 長

防衛装備庁調達管理部長
(公 印 省 略)

防衛装備庁におけるインセンティブ契約制度の実施に関する事務処理要
領について（通知）

標記について、別紙のとおり定められたので、これにより実施されたい。

添付書類：別紙

写送付先：東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所
長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事務所長

配布区分：調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達管理部企業調査官

防衛装備庁におけるインセンティブ契約制度の実施に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この処理要領は、インセンティブ契約制度について（防経装第9132号。25.6.28）（以下「次官通達」という。）に定めるインセンティブ契約制度実施要領（以下「実施要領」という。）及びインセンティブ契約制度実施要領に関する細部事項について（装管調第84号。27.10.1。以下「長官通知」という。）に基づき、防衛装備庁（以下「装備庁」という。）における中央調達（装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）第3条に規定する装備品等及び役務の調達をいう。）において、インセンティブ契約制度（以下「本制度」という。）を実施するに当たっての事務手続その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領における用語の意義は、次官通達、実施要領、長官通知及び防衛装備庁における予定価格算定事務に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第35号）に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 算定事務要領 防衛装備庁における予定価格算定事務に関する訓令に係る事務要領について（装管原第277号。27.10.1）をいう。
- (2) 大臣官房長等 算定事務要領第2条第1号に規定する大臣官房長等をいう。
- (3) 担当官 支出負担行為担当官（会計法（昭和22年法律第35号）第13条第3項に規定する支出負担行為担当官をいう。）又は分任支出負担行為担当官（同条第5項に規定する分任支出負担行為担当官をいう。）をいう。
- (4) 物別官 調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官及び調達事業部輸入調達官をいう。
- (5) 物別室長 調達事業部需品調達官付試作・基盤強化措置室長、調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長及び調達事業部輸入調達官付有償援助調達室長をいう。
- (6) 物別官室長 物別官及び物別室長をいう。
- (7) 地方防衛局等 北海道防衛局、北関東防衛局、南関東防衛局、近畿中部防衛局、中国四国防衛局、沖縄防衛局、東海防衛支局、長崎防衛支局、郡山防衛事務所、

宇都宮防衛事務所、舞鶴防衛事務所、岐阜防衛事務所及び玉野防衛事務所をいう。

- (8) 補助者 中央調達における支出負担行為担当官等の補助者の任命について（装管調第5753号。令和6年3月29日）第4項の規定により任命された者であって、地方防衛局等に所属する者のうち最上位の者をいう。

（実施の要領）

第3条 本制度の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、次官通達、実施要領及び長官通知によるものとする。

（適用する契約の範囲等）

第4条 物別官室長は、製造請負契約、役務請負契約、試作研究請負契約その他履行に際して加工工程を要する契約であって、その予定価格を原価計算方式によって算定したものを締結する場合には、当該契約にインセンティブ契約制度に関する特約条項（以下「特約条項」という。）（別記様式第1）を付すものとする。

2 物別官室長は、前項に規定する契約に該当しない場合であっても、契約の相手方が希望するときは、当該契約に特約条項を付することができる。

3 物別官室長は、本制度を競争契約に適用する場合には、入札に先立ち、特約条項を付して契約を締結する旨を入札参加者に周知するものとし、第1項の規定に該当しない場合であっても、落札者の希望により特約条項を付して契約を締結することができる旨を入札参加者に周知するものとする。

（原価改善提案等の受理）

第5条 原価改善提案又は原価改善申告（以下「原価改善提案等」という。）は、原価改善提案書又は原価改善申告書（以下「提案書等」という。）をもって行われ、その受理に関する事務は物別官室長が行うものとする。

2 物別官室長は、特約条項の規定により契約相手方から提案書等が提出された場合には、当該提案書等を受理するものとする。ただし、当該提案書等に不備がある場合には、契約相手方がその不備を補正した後に受理するものとする。

3 物別官室長は、契約相手方の負担を軽減するよう努めるものとする。この場合において、当該契約相手方から提案書等の内容等について説明を聴取する必要がある場合等においては、調達要求元等の関係者も含め集約して実施するよう配慮するものとする。

4 物別官室長は、長官通知第6項ただし書の措置をとる場合には、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由について文書を作成し、担当官の決裁を受けた後、契約相手方に通知しなければならない。

5 第1項に規定する提案書等の様式は、長官通知（別紙様式第2）のとおりとする。

（原価改善提案の意見照会）

第6条 物別官室長は、実施要領第5項第5号の規定による照会を行う場合には、照会書（別記様式第2）を作成し、仕様書変更の要否及び審査の参考となる資料等に

ついて長官の決裁を受けた後、原価改善提案書の写しを付して関係する大臣官房長等に意見を照会するものとする。

- 2 物別官室長は、前項の意見照会の写しを調達管理部調達企画課長及び調達管理部原価管理官（以下「調達企画課長等」という。）に送付するものとし、調達企画課長等は、物別官室長に対して必要に応じ意見するものとする。
- 3 物別官室長は、大臣官房長等からの意見照会に対する回答を受けた場合には、原価改善提案審査会が開催されるまでの間、関係する大臣官房長等と必要な調整を行うものとする。
- 4 物別官室長は、前項の規定による回答を受けた結果、当該内容に関する資料が必要と判断した場合には、契約相手方に対して審査の参考となる資料の提出を依頼するものとする。

（原価改善提案審査会の設置）

第7条 実施要領第9項の規定に基づき、装備庁に原価改善提案審査会を置く。

- 2 原価改善提案審査会の会長（以下「会長」という。）は、調達管理部長をもって充てる。
- 3 原価改善提案審査会の組織及び運営については、付紙に定めるところによるものとする。
- 4 原価改善提案審査会は、契約相手方から提案のあった原価改善提案等の採用又は認定の可否に関し、担当官の諮問に応じ、実施要領第9項第4号の規定により、原価改善提案等の内容、そのコスト削減額の適正性及びその実現可能性について審議するものとする。

（原価改善申告の意見照会）

第8条 物別官室長は、原価改善申告書を受領した場合には、その認定について、原価改善提案審査会の委員に対して意見を照会するものとする。

- 2 物別官室長は、前項の規定による意見照会の結果、疑義の意見がない場合には、会長に対して意見を求めるものとし、疑義の意見があった場合には、次条に規定する措置をとるものとする。
- 3 物別官室長は、前項の規定により、会長に対して意見を求める場合には、確認書（別記様式第3）を作成し、会長の確認を受けるものとする。
- 4 物別官室長は、前項に規定する意見照会の結果、疑義の意見があった場合には、次条に規定する措置をとるものとし、疑義の意見がない場合には、第11条第2項に規定する決定があったものとみなし、第12条第1項の措置をとるものとする。

（原価改善提案審査会に付議する諮問案の作成等）

第9条 物別官室長は、第6条第1項に規定する意見照会に関する回答を踏まえて諮問事項（別記様式第4）を作成するものとする。

- 2 物別官室長は、原価改善提案審査会付議伺（別記様式第5）を作成し、前項の諮

問事項を付して、調達管理部原価管理官の合議を経て担当官の決裁を受けた後、調達管理部原価管理官に諮問事項を送付して原価改善提案審査会への諮問の手続をとるよう求めるものとする。

(原価改善提案審査会の開催)

第10条 会長は、大臣官房長等が部外有識者からの意見の確認を必要としている場合その他会長が必要と認める場合には、部外の有識者から意見を聴取するものとする。また、諮問事項の審議に当たっては、聴取した意見を尊重するものとする。

2 会長は、契約相手方から求められた場合その他必要と認める場合には、原価改善提案審査会又は前項に規定する部外有識者からの意見聴取において、契約相手方に当該原価改善提案の内容について説明させることができるものとする。

(答申書の作成等)

第11条 調達管理部原価管理官は、原価改善提案審査会の議決に基づき答申書(別記様式第6)を作成し、会長の決裁を受けた後、諮問事項と併せて、物別官室長にこれを送付するものとする。この場合において、委員の意見が分かれた諮問事項の各事項には、当該意見を付するものとする。

2 物別官室長は、担当官が答申書のとおり措置することを決定したとき、又は担当官から特に指示を受けたときは、その旨を調達管理部原価管理官に通知するものとする。

(原価改善提案等の採用又は認定の可否の通知等)

第12条 物別官室長は、前条第2項の規定による担当官の決定を受けた場合には、通知書(別記様式第7)を作成し、担当官の決裁を受けた後、契約相手方にその旨を通知するとともに、調達企画課長等に写しを送付するものとする。ただし、物別官室長が必要と認める場合には、関係する補助者にも通知書の写しを送付するものとする。

2 物別官室長は、第6条第1項に規定する照会を行った場合であって、前条第2項の規定による担当官の決定を受けたときは、通知書(別記様式第8)を作成し、長官の決裁を受けた後、関係する大臣官房長等に通知するものとする。ただし、原価改善提案を採用する場合であって、当該提案が仕様書等の変更を伴う場合には、当該通知に替えて、仕様書等の変更を協議するものとする。

3 物別官室長は、第1項の規定による通知に対して契約相手方から異議を申し立てられた場合は、その内容を会長に報告の上、調達企画課長等に通知する。

4 物別官室長は、前項の場合において、調達管理部原価管理官と調整の上、会長に対して原価改善提案審査会の開催を求めるものとする。ただし、契約相手方の異議の内容を検討の上、原価改善提案審査会を開催する必要がないと物別官室長が判断する場合には、原価改善提案審査会の開催を要しないこととすることができる。

(確認書の交換)

第13条 物別官室長は、前条第1項の規定により通知を行った場合には、速やかに契約相手方と長官通知第9項第4号の規定による確認書を作成し、担当官の決裁を受けた後、当該確認書を取り交わすものとする。

2 物別官室長は、前項に規定する確認書の作成に当たり原価監査の実施その他必要と認められる事項に関して、事前に調達管理部原価管理官と協議を行うものとする。

3 物別官室長は、確認書の交換時にコスト削減額が確定していない場合には、コスト削減額が確定した後、再度確認書を取り交わすものとする。

4 第1項に規定する確認書の様式は、長官通知（別紙様式第3）のとおりとする。
（確認書の取消し）

第14条 物別官室長は、正当な理由により、契約相手方から確認書の取消しを求められた場合、又は確認試験結果報告書において当該装備品等の機能又は性能に低下が確認された場合には、確認書の取消しに関する通知書（別記様式第9）を作成し、担当官の決裁を受けた後、契約相手方に通知するとともに、調達企画課長等に写しを送付するものとする。

（特約条項の付帯）

第15条 物別官室長は、申請契約及び本制度の適用期間に新たに締結する契約について、インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項を付すものとし、申請契約について当該特約条項を付すための措置をとる時期は、長官通知第12項第3号の規定によるものとする。

2 前項に規定する特約条項の様式は、長官通知（別紙様式第4）のとおりとする。
（公示等の様式）

第16条 長官通知第13項第3号の規定による公示及び同項第4号の規定による当該公示への申込みの書類の様式は、別記様式第10及び別記様式第11のとおりとする。

2 長官通知第13項第7号の規定による価格削減確認書及び同項第8号の規定による特約条項の様式は、長官通知（別紙様式第6及び第7）のとおりとする。

（原価改善提案等の開示等）

第17条 原価改善提案等の第三者への開示又は使用の同意に関する事務については、所掌の物別官室長が行うものとする。

（承認図面との関係）

第18条 物別官室長又は補助者は、原価改善提案に関し、当該原価改善提案の採用に伴い当該契約について既に承認された承認図面を変更する必要がある場合には、契約相手方に変更承認の手続きをとらせなければならない。ただし、原価改善提案書に添付されている図面が変更承認のために提出すべき図面と同一であると認める場合には、変更承認手続きを要しないこととすることができる。

2 物別官室長は、前項ただし書の規定により変更承認手続きを要しないこととした場

合には、その旨を担当の補助者に通知するものとする。

(確認試験実施要領書の作成)

第19条 補助者は、契約相手方から確認試験実施要領書を受領した場合には、意見を付して、所掌の物別官室長に送付するものとする。

2 物別官室長は、補助者から意見を付されて確認試験実施要領書の送付を受けた場合には、長官の決裁を受けた後、関係する大臣官房長等に意見を照会するものとする。

3 物別官室長は、前項の意見を踏まえた上で、確認試験実施要領書について担当官の決裁を受けるものとする。

4 物別官室長は、決定された確認試験実施要領書を担当の補助者、関係する大臣官房長等及び契約相手方に送付するものとする。

(確認試験の実施等)

第20条 物別官室長は、確認試験が行われる場合において担当官が必要と認めるときは、確認試験の立会いに関する事務を補助者に依頼するものとする。

2 補助者は、物別官室長から前項の依頼を受けた場合には、確認試験の立会いを行う旨を契約相手方に通知の上、所属の職員に命じて当該立会いを行わせるものとする。

3 補助者は、確認試験終了後、契約相手方又は確認試験の実施者から確認試験結果報告書の提出を求めるものとする。

4 補助者は、確認試験結果報告書の提出があったときはその内容について確認の上、確認試験の結果が確認試験実施要領書の判定基準を満たしているか否かの判定を行い、その結果を契約相手方に通知するとともに、当該確認試験結果報告書を添付して所掌の物別官室長に通知するものとする。

5 物別官室長は、補助者から前項の通知を受けた場合には、担当官に報告するとともに、調達管理部原価管理官及び関係する大臣官房長等に送付するものとする。なお、当該通知書には確認試験結果報告書等の資料を添付するものとする。

(原価改善提案採用後の監督)

第21条 補助者は、第12条第1項ただし書の規定により通知書の写しの送付を受けた場合には、採用された原価改善提案に基づき契約相手方の作成する図面、使用する材料、部品及び製造工程等に関する監督を実施することができるものとし、監督の結果作成された成績書及びその他の成績に関する記録を変更契約締結後の監督、検査において追認することができるものとする。

(実施状況の報告等)

第22条 調達管理部調達企画課長は、毎年度終了後速やかに、本制度に係る申請、審査及び採用決定の状況について取りまとめの上、報告書を作成し、長官に報告するものとする。

(本制度の普及等)

第23条 調達企画課長等、物別官室長及び補助者は、種々の機会を捉え、関係企業等に対し、本制度の普及を図り、本制度を活用した契約の促進に努めるものとする。

(決裁又は報告の特例)

第24条 この要領において、物別室長が決裁を受け又は報告を行う際、所属する物別官については、合議又は報告を要しないものとする。

(雑則)

第25条 現に原価改善提案に関する特約条項を付した契約については、なお従前の例によるものとする。

2 この要領の施行の前に「インセンティブ契約制度の実施に関する事務処理要領について」(装本原管第4592号。25.11.29)に基づきなされた措置であつて、この要領に規定する措置に相当するものは、この要領に基づいてなされたものとみなす。

原価改善提案審査会設置要綱

(組織)

第1条 原価改善提案審査会（以下「審査会」という。）は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者及び原価改善提案等の審議のため会長が必要と認める者をもって充てる。

ア 調達管理部調達企画課長

イ 調達管理部原価管理官

ウ 関係の物別官室長等

エ 大臣官房等の関係課室長等

(審査会の招集)

第2条 会長は、担当官の諮問があった場合その他必要な場合には、審査会を招集する。ただし、前条第2項に掲げる委員のうち、エの者については、関係の物別官室長及び装備政策部、技術戦略部若しくはプロジェクト管理部の課長相当職（会長が必要と認める場合に限る。）を、オの者については、審議に付される装備品等の調達要求元の職員（意見照会を行った場合に限る。）を委員として招集するものとする。

2 会長は、第1条第2項オの者を招集する場合には、依頼書（別記様式第12）を作成し、長官の決裁を受けた後、大臣官房長等に対して当該職員を審査会に出席させるよう依頼するものとする。

3 調達管理部原価管理官は、審査会の招集に当たり、日時、場所及び諮問事項を開催日の2日前までに、委員に対し通知しなければならない。

(審査会の運営)

第3条 会長は、審査会を主宰する。

2 委員（次項の規定により説明を行う物別官室長を除く。次条及び第5条において同じ。）は、審査会に出席し、諮問事項について疑義がある場合には質問し、意見を述べるものとする。ただし、やむを得ず出席できない場合にはその代理者を出席させることができる。

3 諮問事項を作成した物別官室長は、審査会に出席し、会長の求めに応じ諮問事項について説明を行うものとする。この場合において、物別官室長は、説明員を帯同

することができる。

(定足数)

第4条 審査会は、招集された委員（代理者を含む。）の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

第5条 審査会の議決は、出席委員（代理者を含む。）の過半数により決することとし、可否同数の場合には、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、調達管理部原価管理官において行う。

2 調達管理部原価管理官は、審査会の議事録を作成し、委員に対し配布しなければならない。

3 調達管理部原価管理官は、必要に応じ、会長の承認を得た上で、契約相手方の品質に係る事務の一部を調達管理部調達企画課長に委任することができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会長が定める。

別記様式第1（第4条関係）

インセンティブ契約制度に関する特約条項

甲及び乙は、インセンティブ契約制度に関し、次の特約条項を定める。

（インセンティブ契約制度の趣旨）

第1条 インセンティブ契約制度は、装備品等及び役務の調達価格の一層の低減を図ることを目的とした契約に基づく奨励制度であって、防衛省の契約担当官等が原価改善提案又は原価改善申告（以下「原価改善提案等」という。）を採用し又は認定した場合に、コスト削減額の一部を考慮して計算した額を加算した計算価格を基準としてじ後の契約価格を決定することにより、調達価格の低減に関する契約の相手方の意欲（インセンティブ）の向上を図ることを趣旨とする。

（用語の定義）

第2条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 装備品等 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第13号に規定する装備品等をいう。
- (2) 生産管理 製品及び部品の生産を合理的かつ効率的に行うため、生産計画（製品及び部品の生産量並びに生産期限を計画することをいう。）、生産組織（生産計画に基づき経営資源を最大限に活用する体制を整えることをいう。）及び生産統制（生産計画を確認し、生産の改善を図ることをいう。）により行う生産の管理をいう。
- (3) 歩留率 特定の製品又は部品の生産において、その元となる素材又は部品の投入量から期待される生産量に対して、実際に得られた生産量の比率をいう。
- (4) 原価改善 契約の締結時に念頭に置いていなかった技術若しくはアイデア・製造ノウハウに基づく生産の工程、生産管理その他の契約履行方法の変更又は契約の締結時に想定されなかった習熟度、歩留率その他の生産効率の向上により、製品及び部品の製造原価を目標となる水準まで引き下げるために乙（乙の下請負企業を含む。）が行う取組をいう。
- (5) コスト削減 原価改善により製造原価の一部が削減されることをいう。
- (6) 原価改善提案 乙が当該契約の履行に際して、原価改善に着手することなく、甲に対して当該原価改善の実施を提案することをいう。
- (7) 原価改善申告 乙が当該契約の履行に際して、原価改善提案を行うことなく、原価改善によってコスト削減を実現した場合に、甲に対して当該原価改善の事実を申告することをいう。
- (8) 申請契約 乙がインセンティブ特約条項に基づき、インセンティブ契約制度の適用を申請した契約をいう。
- (9) 一般確定契約 甲が行う原価監査を伴わない契約をいう。
- (10) 原価監査付契約 甲が行う原価監査によって、契約金額の代金又は超過利益を契約の締結の事後に確定することとしている契約をいう。

(インセンティブ契約制度の適用方式)

第3条 インセンティブ契約制度の適用方式及び各適用方式の詳細は次の表のとおりとする。

適用方式	適用方式の詳細
原価改善提案方式 (コスト削減額確約型)	契約の相手方が、当該契約の履行に際して、原価改善に着手することなく、当該原価改善の方法及びコスト削減額を甲に確約して提案する方式。ただし、この方式を原価監査付契約に適用することはできない。
原価改善提案方式 (コスト削減額事後確定型)	契約の相手方が、当該契約の履行に際して、原価改善に着手することなく、当該原価改善の方法を甲に確約して提案し、当該原価改善によるコスト削減額は甲の実施する原価監査によって確定する方式。 なお、この方式を一般確定契約に適用するときの原価監査は、もっぱらコスト削減額を確定するために行うものとして、当該原価監査の対象とする製造原価の範囲を原価改善に係る費目に限定して行うものとする。
原価改善申告方式	契約の相手方が、当該契約の履行に際して、原価改善提案を行うことなく、原価改善によってコスト削減を実現した場合に、当該原価改善の方法及びコスト削減額を甲に申告する方式

2 原価改善提案方式に係る原価改善は、次の(1)から(4)のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 原価改善を実施することにより、装備品等の機能若しくは性能又は役務の効果を低下させるものではなく、かつ、じ後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務に著しい支障を生じさせるものでないこと。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 契約履行方法の変更による原価改善の場合にあっては、契約履行方法に変更があることが明白であること。

イ 生産効率の向上による原価改善の場合にあっては、原始伝票、原価元帳等の帳票類により、特定の工程又は製品若しくは部品に係る計数の改善が客観的に確認できること。

(3) 乙（乙の下請負企業を含む。）が保有する技術又はアイデア・製造ノウハウが活用されていること。ただし、生産効率の向上による場合にあっては、この限りでない。

(4) 納期に変更がないこと。ただし、甲が納期の変更を認めた場合は、この限りではない。

3 原価改善申告方式に係る原価改善は、次の(1)から(4)のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 原価改善を実施したことにより、装備品等の機能若しくは性能又は役務の効果を

化させるものでなく、かつ、じ後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務を変化させるものでなかったこと。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 契約履行方法の変更による原価改善の場合にあっては、契約履行方法に変更があったことが明白であること。

イ 生産効率の向上による原価改善の場合にあっては、原始伝票、原価元帳等の帳票類により、特定の工程又は製品若しくは部品に係る計数の改善が客観的に確認できること。

(3) 乙（乙の下請負企業を含む。）が保有する技術又はアイデア・製造ノウハウが活用されていること。ただし、生産効率の向上による場合にあっては、この限りではない。

(4) 納期に変更がないこと。

（インセンティブ契約制度の適用申請）

第4条 乙は、甲にインセンティブ契約制度の適用申請を行うときは、甲が定める手続きに従い、原価改善提案書（原価改善提案を行うための申請書類をいう。）又は原価改善申告書（原価改善申告を行うための申請書類をいう。）（以下「提案書等」という。）を甲に提出するものとする。

2 提案書等の甲への提出期間は次のとおりとする。

(1) 原価改善提案方式による適用申請にあっては、契約履行を開始してから、原価改善に着手するまでの間。ただし、インセンティブ契約制度の適用には、当該原価改善の着手までに原価改善提案の採用が決定されることを要する。

(2) 原価改善申告方式による適用申請にあっては、契約の履行を開始してから、当該契約の履行を完了するまでの間。ただし、当該契約が原価監査付契約であって、当該原価監査付契約に係る実際原価計算書を契約の履行の完了よりも前に提出することを約定しているときは、当該実際原価計算書の提出までに、原価改善申告書を提出することを要する。

3 甲は、乙から提案書等が提出された場合は、当該提案書等の内容を審査し、当該提案書に係る原価改善提案等の採用又は認定の可否を決定し、その結果を乙に通知するものとする。この場合において、原価改善提案を採用しないとき、原価改善提案の採用に条件を付すとき、又は原価改善申告を認定しないときは、その理由を乙に示すものとする。

4 前号の決定は、原則として、提案の日から20日以内に行うものとする。

（原価改善提案の採用及び原価改善申告の認定）

第5条 乙は、甲にインセンティブ契約制度の適用申請を行うときは、甲が定める手続きに従い、原価改善提案書又は原価改善申告書を甲に提出することによって、これを行うものとする。

2 甲は、乙から原価改善提案書又は原価改善申告書を受領したときは、原則として20日以内に、当該原価改善提案又は当該原価改善申告による原価改善の方法及びその効果によるコスト削減額がこの特約条項の趣旨に照らして適正であるか否かの審査（原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）にあっては、コスト削減額についての審査を除

く。)を行い、乙に当該原価改善提案の採用の当否又は当該原価改善申告の認定の当否について通知する。ただし、原価改善提案の採用によって、装備品等の機能若しくは性能若しくは役務の効果又は防衛省におけるじ後の整備若しくは補給に係る業務に変更を生じるか否かの確認を行う場合は、当該原価改善提案の採用に係る通知を30日以内に行うことができるものとする。また、当該原価改善提案の採用決定に当たって、甲が部外の有識者に意見を聴取する場合には、当該通知を45日以内に行うことができるものとする。

- 3 前項の規定に係わらず、甲は、正当な理由があるときは、延長後の期限と延長の理由を文書によって乙に通知することによって、同項に規定する期限を延長することができるものとする。
- 4 甲は、乙の原価改善提案の採用によった装備品等の製造又は整備、修理、改造等の役務を行った後に、当該装備品等の機能及び性能に低下を招いていないことを確認する試験（以下「確認試験」という。）を行う必要があると判断したときは、当該原価改善の着手後に確認試験を行うことを条件として、当該原価改善の採用を決定することができるものとする。この際、確認試験について第9条の規定のほかに必要な事項は、甲乙が協議して別に定めるものとする。
- 5 甲は、乙の原価改善提案を採用しない又は原価改善申告を認定しない決定を行ったときは、第2項に基づく乙への通知において、その理由を明らかにしなければならない。

（インセンティブ契約制度の適用期間）

第6条 インセンティブ契約制度の適用は、甲が原価改善提案の採用を決定した日（以下「採用決定日」という。）又は原価改善申告を認定した日（以下「認定日」という。）から開始するものとし、適用期間は原則5年間とする。ただし、申請契約の金額に対するコスト削減額の割合が10パーセントを上回る場合は、当該割合が10パーセントを上回るごとに適用期間を1年ずつ加算するものとする。

（インセンティブ契約制度に関する確認書の交換）

第7条 甲が原価改善提案の採用を決定し、又は原価改善申告を認定した場合は、甲及び乙は、速やかに、甲が定めるインセンティブ契約制度に関する確認書（以下「確認書」という。）を相互に取り交わし、次の各号の事項を確認するとともに、申請契約にインセンティブ契約制度の適用を受ける契約に関する特約条項（以下「インセンティブ適用契約特約条項」という。）を付帯する変更契約を締結するものとする。なお、採用決定日又は認定日以降であっても、甲及び乙が確認書を取り交わすまでの間にある場合は、インセンティブ契約制度の効力は発生しないものとする。

- (1) インセンティブ契約制度の適用を受ける契約（原価改善提案書の提出により当該原価改善提案の採用が決定され、又は原価改善申告書の提出により当該原価改善申告が認定された原価改善による加工工程を契約履行の一部に含み、この特約条項に定めるインセンティブ契約制度の適用を受けることとなる契約をいう。以下同じ。）の範囲
- (2) インセンティブ契約制度の適用期間
- (3) 原価改善の方法

- (4) 原価改善によるコスト削減額（原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）にあつては、当該コスト削減額は甲が行う原価監査によって後日確定する旨及び当該原価監査の実施に当たって必要な事項を明らかにする。）
 - (5) 適用期間の各年度でのインセンティブ料（インセンティブ料の算出の方法は、次条の規定による。）
 - (6) インセンティブ契約制度の適用を受ける契約の取扱いに関する事項（第10条第2項又は第3項に関する事項を明らかにする。）
 - (7) その他の必要な事項
- 2 乙は、甲が第5条第2項に基づく通知を乙に行った後であっても、前項による確認事項に合意できないときは、当該確認書の交換を文書によって拒否することができる。
- 3 原価改善提案の採用が仕様書等の変更を要する場合には、甲及び乙は、当該仕様書等の変更に必要な事項を別に協議して定めるとともに、所要の契約変更の措置をとるものとする。

（インセンティブ料）

第8条 甲は、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を乙と締結するときは、コスト削減額に次の表のインセンティブ料率を乗じた額をインセンティブ料とし、当該インセンティブ料は、当該コスト削減額を考慮して計算する計算価格（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第2条第4号に規定する計算価格をいう。）における利益の一部として認めるものとする。ただし、各契約におけるインセンティブ料は、当該契約に係るコスト削減額を上回ってはならないものとする。

(単位：パーセント)

番号	インセンティブ料率 (※1) 適用方式	採用決定日又は認定日から契約締結日までの経過年数					
		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 (※3)
1	原価改善提案方式 (コスト削減額確約型)	90	85	80	75	70	(55)
	コスト削減額が申請契約の金額の5パーセントを上回る場合(※2)	コスト削減額のうち、申請契約の金額の5パーセントに相当する額までは上記料率を用い、5パーセントを上回る額については当該部分に上記料率に10パーセントを加算した料率を用いる。					
2	原価改善提案方式 (コスト削減額事後確定型)	80	75	70	65	60	(55)
3	原価改善申告方式	55	55	55	55	55	(55)
摘要	<p>※1 上記のインセンティブ料率は、原価改善によるコスト削減に伴って減少することとなる利益の相当額をインセンティブ料の一部として補填することを目的とする減少利益補填率5パーセントを含む料率である。</p> <p>※2 申請契約が複数の契約にまたがる場合には、当該契約の金額の平均(数量による平均)によって判断する。</p> <p>※3 「5年超」の欄のインセンティブ料率は、コスト削減額が第6条ただし書きに該当し、5年を超える適用期間を適用する場合にのみ用いる料率である。</p>						

- 2 前項のインセンティブ料の算定のもととなるコスト削減額は、原価改善提案方式(コスト削減額確約型)及び原価改善申告方式による場合にあつては、確認書によって甲及び乙が合意したコスト削減額とする。原価改善提案方式(コスト削減額事後確定型)による場合にあつては、確認書により合意した原価監査によって確定するコスト削減額とする。
- 3 コスト削減額は、確認書により甲及び乙が合意し、又は原価監査によって確定を行った後は、インセンティブ契約制度の適用期間中において、確定した金額として取り扱うものとする。
- 4 申請契約が一般確定契約である場合には、インセンティブ契約制度の適用は当該申請契約の支払金額に影響を及ぼさないことを前提とし、原価改善提案の採用の決定後又は原価改善申告の認定後に、申請契約の契約金額からコスト削減額を減額する変更契約は行わないものとする。原価改善提案方式(コスト削減額事後確定型)を一般確定契約に適用する場合にあつても、当該方式において実施する原価監査は、もっぱらコスト削減額を確定することを目的として、当該原価監査の対象となる範囲を原価改善に係る範囲に限定して実施する趣旨のもと、確認書で甲及び乙が合意した範囲に限って原価監査を実施するとともに、他の契約条項の規定に係わらず、確定されたコスト削減額を申請契約の契約金額から減額する契約変更は行わないものとする。
- 5 申請契約が原価監査付契約である場合には、原価改善提案方式(コスト削減額確約型)

を当該申請契約に適用することはできないものとする。また、甲は、原価改善提案方式（コスト削減額事後確定型）又は原価改善申告方式を適用した申請契約において原価監査によって契約金額の代金又は超過利益を確定する場合には、コスト削減額に第1項の表の「1年以内」の欄に掲げる料率を乗じた額をインセンティブ料として加算した額をもって当該確定を行うものとする。

（確認試験）

第9条 乙は、第5条第4項の規定により確認試験を実施する場合には、確認試験の実施要領を甲に提出するとともに、甲の求めに応じ、甲の職員を当該確認試験に立ち合わせなければならない。

2 乙は、前項の確認試験の終了後、乙の原価改善提案の採用によった装備品等の製造又は整備、修理、改造等の役務の実施が当該装備品等の機能及び性能に低下を招いていないか否かを明らかにした確認試験結果報告書を速やかに甲に提出しなければならない。

3 甲は、確認試験結果報告書において当該装備品等の機能又は性能に低下が確認された場合には、確認書を取消し、インセンティブ契約制度の適用を解除することができる。この際、原価改善効果によるコスト削減額を考慮した価格で締結した契約の金額を、当該コスト削減額を考慮しない価格に増額する契約変更を行うことはできないものとする。

4 確認試験に係る費用は、原則として乙の負担とする。ただし、甲は、確認試験の実施後に、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を締結する場合には、当該契約のコスト削減額とインセンティブ料の差額の累計が当該確認試験に係る費用を上回らない範囲において、当該差額を原価改善確認試験料として、計算価格における販売直接費の一部として認めるものとする。

（インセンティブ契約制度の適用を受ける契約の取扱い）

第10条 インセンティブ契約制度の適用は、乙に対して事後の契約の締結を保証するものではない。

2 確認書の交換日において申請契約が次の各号のいずれかに該当することを甲が確認した場合であって、インセンティブ契約制度の適用期間中に甲が新規参入を募る公示を行ったにもかかわらず新規参入者が確認されなかったときには、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約は随意契約によって契約することを基本とするものとする。ただし、この場合には、確認書において「甲が行う公示により新規参入者が確認されない限り、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を締結する場合には、乙との随意契約により契約することを基本とする。」旨を確認していることを要する。

(1) 対象となる契約の履行には特殊な技術又は設備等が不可欠であるため、甲が過去5年間において実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、企画競争又は公募において、乙以外の者による応札又は応募がなく、かつ、甲による業態調査によっても、引き続き乙以外の応札又は応募の見込みがないと認められる場合

(2) 確認書によって甲及び乙が合意したコスト削減額が、申請契約の金額に対して20パーセントを超える場合

- 3 前項ただし書きの規定は、申請契約が随意契約であった場合にも、甲乙間で契約方式（一般競争契約、指名競争契約及び随意契約の別をいう。）に関する疑義が後日に生じることを未然に防ぐ目的として準用するものとし、確認書において「申請契約において甲が随意契約の方式を採ることとなった前提条件に変更のない限り、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を締結する場合には、乙との随意契約により契約することを基本とする。」旨を確認するものとする。
- 4 甲及び乙は、インセンティブ契約制度の適用を受ける契約を締結するときには、この特約条項のほか、インセンティブ適用契約特約条項を当該契約に付帯することを要する。

（インセンティブ契約制度の適用期間終了後の契約の取扱い）

第11条 甲は、インセンティブ契約制度の適用期間を終了した原価改善提案又は原価改善申告を無償で使用するものとする。ただし、知的財産権、著作権その他の排他的権利により構成される原価改善提案又は原価改善申告についてはこの限りではない。

（原価改善提案又は原価改善申告の保護）

第12条 甲は、この特約条項に基づく原価改善提案又は原価改善申告について、乙の同意がなく、第三者にその内容を開示し、又は使用させてはならない。

- 2 原価改善提案書、原価改善申告書及び確認書に記載の事項については、第三者への開示に必要な乙の同意が得られているものとみなす。このため、甲及び乙は、原価改善提案書、原価改善申告書及び確認書に記載すべき事項に乙が第三者への開示を同意しない事項が含まれる場合には、当該事項については関係する書類の別添資料において記載し、当該資料に第三者への開示を不可とする旨の表示を行うなどの適切な措置をとるものとする。

（虚偽の資料の提出等に対する違約金）

第13条 乙は、原価改善提案の採用決定又は原価改善申告の認定において乙が虚偽の資料を提出し、又は提示していたことを甲が確認した場合には、当該原価改善提案の採用決定又は当該原価改善申告の認定によってインセンティブ契約制度の適用を受ける契約に計上された全てのインセンティブ料の2倍の金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙が過失（重過失を除く。）により不実の資料を提出し、又は提示したときは、違約金の支払いを要さない。

- 2 前項の違約金の支払いは、甲の損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

別記様式第2（第6条関係）

インセンティブ契約制度に関する原価改善提案について（照会）

殿		発簡記号番号 発簡年月日	
		防衛装備庁長官	
調達要求番号		提 案 件 名	
契 約 品 名			
契 約 金 額			
認証番号・認証年月日		提 案 番 号	
契約方式・契約方法		提 案 年 月 日	
数 量 ・ 納 期		契 約 相 手 方	
照 会 事 項	1	仕様書変更の要否	
	2	審査の参考となる資料	
	3	その他	
上記の原価改善提案の採否等について照会する。			
防衛装備庁長官 殿 (気付)		発簡記号番号 発簡年月日	
装 第 号 (. .) による照会事項について下記のとおり回答する。			
	1	仕様書変更の要否	
	2	審査の参考となる事項	
	3	その他	

別記様式第3（第8条関係）

決裁 年 月 日
起案 年 月 日

原価改善申告内容の確認について

現在、契約履行中の下記契約物品について、契約の相手方である から別添のとおり「原価改善申告書」が提出されたので、その採用の適否について意見を確認したい。

なお、原価改善提案審査会の各委員からは当該申告に対して疑義の意見がなかった旨申し添える。

記

調達要求番号：

品 名：

添付書類：原価改善申告書

.....

次のとおり確認する。

原価改善提案審査会長

疑義あり

疑義なし

※該当する語句を○で囲むこと。

諮 問 事 項

- 1 提案の対象となる契約
 - (1) 調達要求番号
 - (2) 契約品名
 - (3) 契約金額
 - (4) 認証番号・認証年月日
 - (5) 契約方式・契約方法
 - (6) 数量・納期
 - (7) 担当地方防衛局等

- 2 提案件名、提案番号、提案年月日及び契約相手方

- 3 提案の内容

- 4 低減額（試算）

- 5 契約相手方による説明の概要

- 6 調達要求元の意見等

添付書類：原価改善提案書
原価改善申告書

※不要な文字は抹消して使用する。

別記様式第 5 (第 9 条関係)

原価改善提案審査会付議伺

		決 裁	年 月 日
		起 案	年 月 日
<p>下記の原価改善提案等につき、別添により原価改善提案審査会に付議してよろしいか伺う。</p>			
調達要求番号		提 案 件 名	
契 約 品 名			
契 約 金 額		提 案 番 号	
認証番号・認証年月日		提 案 年 月 日	
契約方式・契約方法		契 約 相 手 方	
数 量 ・ 納 期			
特 記 事 項			
添付書類：諮問事項			

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

原価改善提案審査会長
調達管理部長

原価改善提案審査会に対する諮問事項について（答申）

別添諮問事項について、原価改善提案審査会（ 年 月 日）において、審査した結果、下記のとおり議決されたので答申する。

記

添付書類：諮問事項

住 所
会社名
代表者名 殿

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官

〔原価改善提案
原価改善申告〕の〔採用
認定〕（※1）の可否について（通知）

標記について、下記の契約に係る〔原価改善提案
原価改善申告〕を〔採用する
不採用とする
認定する
認定しない〕（※1）
旨決定しましたので通知します。
なお、この通知に対して異議がある場合には、本通知を発簡した物別課室長に
申し出ることができます。（※2）

記

1 提案等の対象となる契約

- ア 調達要求番号
- イ 契約品名
- ウ 契約金額
- エ 認証番号・認証年月日
- オ 契約方式・契約方法
- カ 数量・納期
- キ 担当地方防衛局等

2 〔提案件名、提案番号及び提案年月日
申告件名、申告番号及び申告年月日〕（※1）

3 〔採用日
認定日
不採用の理由
認定しない理由〕（※1）

写送付先：

- 備考：1 ※1部分は、原価改善提案等の採否に応じて、選択的に使用すること。
2 ※2部分は、原価改善提案等を不採用とする場合に記載すること。

殿

防衛装備庁長官

原価改善提案の採否について（通知）

（※1）にて照会した原価改善提案について、

採用する
不採用とする

（※2）こととしたの
で通知する。

- 備考：1 ※1部分は、意見照会時の発簡記号番号、発簡年月日を記載すること。
2 ※2部分は、原価改善提案の採否に応じて、選択的に使用すること。

別記様式第9（第14条関係）

発簡記号番号
発簡年月日

住 所
会社名
代表者名 殿

防 衛 装 備 庁 長 官

インセンティブ契約制度に関する確認書の取消しについて（通知）

年 月 日に取り交わした確認書については、取り消すこととしたので通知します。

写送付先：

インセンティブ契約制度の適用を受ける契約への新規参入の申し込みについて

防衛装備庁
支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官

次表※1に掲げる契約は、契約企業が防衛省のインセンティブ契約制度を利用し、原価改善によって調達価格を削減する活動に取り組んでいるものであり、次のア又はイのいずれかに該当することから、同種契約の継続的な受注を可能とすることによって契約企業の原価改善に対する一層の取組みを促す観点で、制度の適用を受ける期間の同種契約を随意契約によって契約することを予定しているものです。これらの契約に新規参入するのに必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、入札及び契約心得（〇〇第〇〇〇号。〇〇．〇〇．〇〇）第〇項の規定に従って、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

- ア 対象となる契約の履行には特殊な技術又は設備等が不可欠であるため、契約担当官等が過去5年間において実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、企画競争又は公募において、契約の相手方以外の者による応札又は応募がなく、かつ、契約担当官等による業態調査によっても、引き続き当該相手方以外の応札又は応募の見込みがないと認められるもの
- イ 契約の相手方が、削減割合が20パーセントを超える原価改善によって、インセンティブ契約制度の適用期間に締結する契約を履行する約束をしたもの

対象契約一覧表

番号	制度の適用を受ける契約の件名	作業効率化を行う前の契約			随意契約による理由	制度の適用決定日	制度の適用終了年度	新規参入の申し込みに必要な要件	公示への掲載日	提出先（問合せ先）
		契約年度	契約金額（税込）	数量						
1					ア			同種契約の履行に必要な技術・特許・製造設備等を申込者又はその下請負企業が保有していることを証明するとともに、制度の適用終了年度において、〇〇円（単価）※2以下で履行することを約定すること。（契約時に同要件を満たす確認書を含む特約条項が付帯されます。）		
2					イ			制度の適用終了年度において、同種契約を〇〇円（単価）※2以下で履行することを約定すること。（契約時に同要件を満たす確認書を含む特約条項が付帯されます。）		

注1 対象契約一覧表を別様として公示して差し支えない。この場合、※1は「別添の対象契約一覧表」に書き換えるものとする。
 注2 ※2には、制度の適用を受ける契約の相手方の確認書に規定するコスト削減額を記載する。
 注3 注1から注3及び不要な記述は、この様式を実際に公示する際には削除する。

発簡年月日

防衛装備庁
支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会社名
代表者名

インセンティブ契約制度の適用を受ける契約への入札参加申請書

公示番号	
番号	
契約の件名	
制度の適用終了年度	
制度適用終了年度 契約金額（単価）	

上記契約物品については、当社が新規参入するのに必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望しているため、入札に参加したく申請します。

添付書類：

別記様式第12（付紙第2条関係）

発簡記号番号
発簡年月日

殿

防衛装備庁長官

原価改善提案審査会への出席について（依頼）

下記の契約について、原価改善提案審査会を開催するため、インセンティブ契約制度について（防経装第9132号。25.6.28）第9項第2号の規定に基づき、当審査会委員としての出席を依頼するので、該当する貴下職員を通知されたい。

なお、開催日時については、当該委員に対して別途通知する。

記

調達要求番号：

品名：